

文教厚生常任委員会会議録

[平成23年 3月22日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成23年 3月22日
午前10時00分 開会
午後11時54分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	小 島 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

紹介議員

議 員	柏 木 剛
-----	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	淵 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也

教 育 部 長	奥 村 智 司
市 民 生 活 部 次 長	細 川 貴 弘
健 康 福 祉 部 次 長	藤 本 政 春
教 育 部 次 長	岸 上 敏 之
市 民 生 活 部 市 民 課 長	塔 下 佳 里
市 民 生 活 部 税 務 課 長	藤 岡 崇 文
市 民 生 活 部 収 税 課 長	垣 本 義 博
市 民 生 活 部 生 活 環 境 課 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 福 祉 課 長	鍵 山 淳 子
健 康 福 祉 部 長 寿 福 祉 課 長	小 坂 利 夫
健 康 福 祉 部 保 険 課 長	馬 部 総 一 郎
健 康 福 祉 部 健 康 課 長	中 濱 素 三 子
健 康 福 祉 部 少 子 対 策 課 長	福 原 敬 二
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	片 山 勝 義
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	三 谷 高 資 (学 校 教 育 指 導 主 事)
教 育 委 員 会 人 権 教 育 課 長	大 谷 武 司
教 育 委 員 会 生 涯 学 習	
文 化 振 興 課 長	橋 本 浩 嗣
青 少 年 育 成 セ ン タ ー 所 長	高 辻 隆 雄
清 掃 セ ン タ ー 兼	
衛 生 セ ン タ ー 所 長	細 川 協 大

参考人

福 良 剣 友 会 代 表	中 尾 鑑 二
福 良 卓 球 ク ラ ブ 顧 問	高 岡 米 吉

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第23号 南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例制定について…………… 2 2
 - ② 議案第24号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
…………… 2 4
 - ③ 議案第25号 南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定につい
て…………… 2 6
 - ④ 議案第26号 南あわじ市町ぐるみ健康診査費用徴収条例制定について…………… 2 6
 - ⑤ 議案第27号 南あわじ市入学祝金支給条例の一部を改正する条例制定について
…………… 2 7
 - ⑥ 議案第28号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例制定について
…………… 2 8
 - ⑦ 議案第29号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について…………… 3 2
 - ⑧ 議案第30号 南あわじ市滝川記念美術館（玉青館）条例の一部を改正する条例制定
について…………… 3 3
 - ⑨ 議案第 2 号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
…………… 3 5
 - ⑩ 議案第 3 号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
…………… 3 5
 - ⑪ 請願第 2 号 小・中学生が所属する社会体育クラブ（教室）の在り方についての請
願書…………… 6
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 3 6
3. その他…………… 3 7

III. 会議録

文教厚生常任委員会

平成23年 3月22日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後11時54分)

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

戦後、最大の自然災害でございます。東日本大震災が発生して、きょうで11日ということでございますが、いろいろと連日、被害状況については報道・報告されておりますが、この震災の発生によって亡くなられた人が、きょうの新聞では8,805人、そして行方不明者が1万2,654人、避難退避者が32万人というような報道がされております。そういった災害に対して、亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。また、南あわじ市も、社会福祉協議会を軸にして、支援・応援の輪を結集して募っているところでございますし、この月末までに応援・支援の輪を受け付けして被災地に送るということで、今、精励努力されているところでございます。

そういった中で、きょうはこの3月の定例会におきまして、委員会に付託を受けました議案の審査にかかわります文教厚生常任委員会の開催に際しまして、委員の皆様方には定刻、また執行部の皆様方にも定刻、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより議案審査に入るわけでございますが、執行部の市長は公務で欠席ということでございますので、副市長のほうよりごあいさつを賜り、次第によって進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○副市長(川野四朗) 皆さん方、おはようございます。

今、委員長のほうからお話ありましたように、市長はちょっと公務で神戸のほうに出張いたしております。公務といたしますのは、県の漁港協会長という立場で、あした、あさって全国の漁港協会の理事会がございます。その場で、漁港が壊滅的な被害を受けておるので、その支援策を打ち合わせをするというようなことで、きょう神戸のほうに行っておりますので、そういう点で欠席をさせていただいておりますこと、まずもってお知らせしておきたいと思います。

それから、これも委員長のほうからもお話ありましたように、大きな被害が出ました東日本大震災のことでございますが、皆さん方のお手元に、南あわじ市として3月17日の3時現在、ということで南あわじ市の対応を決めて新聞発表もさせていただいておるわけでございますが、その中身について少し説明をさせていただきたいと思います。

募金活動につきましては、議員の皆さん方も募金をいただいておりますので、その他いろいろ、我々南あわじ市の幹部職員も51万9,000円、そのほか自治会も50万円、というふうなことを踏まえて、今、社会福祉協議会でまとめておられる義援金につきまし

ては、42件で399万1,509円のようにございます。それから募金箱を我々の庁舎、それから分庁舎も含めて置いておるわけなんです、その募金箱への募金が85万9,740円と、そういうふうな今状況になっております。それから、これもCAでも放送して皆さん方に支援を呼びかけております救援物資でございますが、31日まで、午前9時から午後5時まで三原市民センターで受け付けております。これにつきましては、対象品目を決めてその品目だけをお受けするというようにいたしておりますが、きのう現在まででは、コート・ジャンパー類が362枚、水が1,176.2リットル、タオルが5,197枚、毛布が275枚、カイロが2,428個というふうな物資が集まっております。県を通じて、できるだけ早く被災地のほうに送付するというようにいたしております。

それから人的な支援でございますが、もう新聞でも御承知のように淡路広域消防からは救急車1台と3名の隊員を交互に派遣して、今も現在3名の方が現地に赴いておられます。

それから広域水道につきましては、給水車、加圧式4トン車1台と公共応急作業車1台、それから派遣人員4名、ということで現地に赴いております。それから、市独自のものといたしましては、既に要請が県のほうからありました、保健師2名、派遣することにしておりまして、それにつきましては4月3日から4月9日まで、我々の健康課から西谷由佳さん、それから前田多江さん、2人を派遣することにしております。それから保育士の派遣も要請が来ておりますので、具体的に決まりましたら、我々のほうとしても派遣する用意をいたしております。そのほかの職員、これも県からの要請を受けて私どもが派遣することになるわけなんです、できるだけ可能な限り派遣したいというふうに考えております。

そのほか、避難者の受け入れのことでございますが、私どもでは市営住宅3戸、準備が整いましたので、今、既に募集を受け付けておるところでございます。既に申し込みがあったように聞いておりますが、条件に当てはまる人かどうか、今、調査中だと思います。それから雇用促進住宅が、今、23戸あいてるようなので、そこについても受け入れ先として今、調整中でございます。雇用促進事業団と調整中で、もう多分調整がついたと思いますが、それがつきましたら23戸対応したいなど。これも新聞に出ておりましたが、伊加利地区では公民館を中心にして100名程度受け入れてもいいよというふうなお話を聞いておりますので、今、具体的にどういうふうな受け入れをするのか調整をしたいというふうに思っております。そのほか兵庫県では県内に1万人、避難者を受け入れるということを知事が表明しております。学校の廃校になった学校を中心にやるようでございますが、今のところ淡路では廃校になりました一宮分校、そういう所を避難所に充てたいということで、今、準備を整えておるようでございます。私どものほうには志知高校の跡地も利用できないか、ということも御連絡はいただいておりますので、それはお使いになれるでしょうという話はいたしておりますし、私どもといたしましては、伊加利地域がそういうふうな形で受け入れていただけるのならば、阿那賀とか丸山とか、ああいう公民館も可能で

はないかなというふうな思いもいたしております。それから、青年の家も、あそこは400人、グレードの高い宿泊施設でございますので、そういうところでは受け入れも可能ではないかということ、青年の家にも申し入れをいたしております。ただ、あそこは文部省との絡みがあって、文部省の指示がないと動けないということでございますので、避難者が申し込みあった場合には、できるだけ対応してほしいということをお願いしております。一応、我々のほうで考えております今回の震災への対応ということを以上にしておりますが、先ほど言いましたように人的な支援もかなり長いスパンで応援を求められると思っておりますので、できるだけそれも可能な限り支援をしていきたいというふうに思っておりますので、また御理解をいただきますようお願い申し上げまして、冒頭の説明にさせていただきます。

○楠 和廣委員長 はい、ありがとうございます。

それではただいまより、文教厚生常任委員会への次第によって進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいまから第37回定例会において当委員会に付託された議案について、審査を行います。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

⑪ 請願第2号 小・中学生が所属する社会体育クラブ(教室)の在り方についての請願書

○楠 和廣委員長 御異議ございませんので、請願第2号 小・中学生が所属する社会体育クラブ(教室)の在り方についての請願書についてを議題といたします。

審査に当たり、会議規則第103条の規定により紹介議員の柏木剛議員、並びに地方自治法第109条第6項の規定により、参考人として請願書提出者を代表して福良剣友会代表の中尾鑑二様と福良卓球クラブ顧問の高岡米吉様に説明のための出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、説明を求めることにいたします。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時13分)

(再開 午前10時14分)

○楠 和廣委員長 紹介議員より趣旨説明を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、趣旨説明を求めます。
柏木剛議員。

○柏木 剛議員 よろしくお願ひします。
請願書につきまして朗読をさせていただきます。
南あわじ市議会議長 阿部計一様

2011年3月7日

請願者 南あわじ市社会体育施設利用者団体

代表者名	南淡少年柔道教室代表	芝	直	弘
	福良卓球クラブ代表	坂	本	拓哉
	福良剣友会代表	中	尾	鑑二
	賀集少女バレーボールクラブ監督	森	下	優子
	拳星會空手教室代表	坂	田	朝光
	阿万卓球クラブ代表	溝	端	光
	少林寺拳法淡路南淡支部副代表	高	田	知弥
	三原ミニバスケットボール教室代表	安	田	安義
	神代 J . V . C	松	本	昌幸
	榎列少女バレーボールクラブ	秦		尚亦
	市少女バレーボールクラブ	大	橋	建志
	八木ジュニアバレーボールクラブ	片	山	学
	賀集フットボールクラブ代表	藤	卷	洋
	南あわじ市軟式野球協会代表	大	谷	修
	南あわじ市体育協会会長	不	動	修
紹介議員		柏	木	剛

小・中学生が所属する社会体育クラブ(教室)の在り方についての請願書

貴議会におかれましては、日頃より小・中学生の社会教育拡充のために御尽力いただきありがとうございます。おかげさまにて心・技・体ともに整った成人として社会で活躍し

ていることに陰ながら喜んでいる次第です。

さて、近年少子化による児童・生徒の減少によりクラブ（教室）の運営に支障を来すようになり、コーチ等による自費負担が発生しているクラブ（教室）もあります。大会・交流会による出費も多く、御父兄による負担大になることが必至です。将来の南あわじ市を担う人づくりのためにも、少子化対策の1つとして貴会のさらなる御理解と御尽力をお願い申し上げます。小・中学生の社会教育（体育）の現状を御理解いただき、以下の請願事項を採択していただけますようお願い申し上げます。

請願事項 市内の小・中学生が所属するクラブ（教室）が修行・練習する社会体育施設の使用料のうち、児童・生徒の無料化を実現できるようお力添えをいただけますよう請願いたします。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 ちょっと一点、確認というか説明いただきたいんですが、請願の中で、市内の小・中学生が所属するクラブが修行・練習する社会体育施設の使用料のうち、児童・生徒の無料化を実現できるというふうに書いてあるんです。これは、ちょっと理解がしにくいというか、もし間違った理解をしていたらいけませんのでお聞きするんですけども、これは多分、社会人、成人と小・中学生以外の人と、小・中学生が混在しておるクラブもあろうかと思うんですけども、この辺については、小・中学生だけで加入・構成されておるクラブではなしに、そういう混在のクラブについても同様のことを言われておるのか、その辺の説明を補足していただきたいなというふうに思うんです。

○楠 和廣委員長 参考人の方で、請願者の方で御答弁。

○参考人（高岡米吉） 卓球の場合は、指導者は卓球経験者で、最初小学生の低学年から始めて中学校までは指導してるんですが、大人同士で卓球するという事は、ほとんどありません。そういう意味の質問ですか。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 いや、そうではなしに、例えば大人というか、この書かれておる高校生以上の人と一緒に社会体育として練習したりされておる中に、小学生が混じっておるといふふうに理解していいのかどうかということです。

○楠 和廣委員長 高岡参考人。

○参考人（高岡米吉） そういうことはありません。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 そうしたら一応、子供の社会体育の一環として高校生以上の方がいて指導されておる、ということはやっぱり体育の中心は子供さんを教えてやっておるといふふうな解釈でよろしいんですね。

○参考人（高岡米吉） はい。

○楠 和廣委員長 よろしいですか。ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 一点だけお聞きしたいんですが、この請願者、体育施設利用者団体で、これ南淡の団体と三原の団体ばかりなんですが、緑とか西淡のほうも同じような状況でしょうか。私どもは余りよく知りませんのでお聞きしたいんですけども。

○楠 和廣委員長 高岡参考人。

○参考人（高岡米吉） 今の質問、答えかねません。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 補足します。お聞きしている範疇の中では、旧の西淡地区については、ほとんど小学校の体育館で十分間に合っているというようなこと、もちろん緑のほうも同じです。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 執行部にお聞きしたいんですけども、今ちょっと蓮池委員のほうから出たんですけど、この学校施設を社会体育として使う場合の現状というのをちょっと説明願いたいんです。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 学校施設には、当然、体育館であるとかグラウンドがございます。合併以前につきましては、そういう施設を十二分に活用してくださいというふうなことで、学校開放も合併後もそういった形の中で広めようということでもらっております。この学校開放につきましては、合併以前はシルバーさんで管理をさせていただいておった所であるとか、全く学校で鍵を借りるというようなことで、そのコーチであるとか監督の方が管理をして帰っておられた、というような体育館もございます。以上です。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 そうしたら、条例の中で社会体育の一環として施設を使用するときには減額し、または免除することができるというふうになっておる中で、免除しておるというふうに理解するわけでよろしいですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 学校の施設については、そのとおりでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 片方、スポーツセンター条例があるわけですが、この中にも教育委員会が必要があると認めるときはこれを減額し、または免除することができるというふうになっております。そもそもこの使用料というのは、どういうふうな経緯でこういう金額が定められたのかというのがわからないんですけども、当然、電気代とかいろんな維持・管理・修繕を入れたら、本来民間施設であればこんな金額ではとても管理運営できないというふうに解釈するんですが、今その社会体育スポーツセンター条例の中の、減免し、または免除することができるという部分と、当然、受益者負担という中もあるのかもわかりませんが、なぜこんな金額が定められたのかということ、その辺の基本的な考え方を

ちょっと説明お願いできますか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） まず、社会体育施設につきましては、当然、合併以前は旧町単位でそれぞれ考えられた1時間当たりの単価が設定されてたと思います。

合併後もそのままずっと続いておりました。それで19年、20年度とこの不公平を直す必要があるというふうなことでいろいろ検討していただき、また、教育委員会のほうでもいろいろ検討した結果、21年の3月の議会におきまして、その社会体育施設の使用料条例を可決いただいております。ただ、今、B&Gであるとか阿万、賀集の体育館を利用されてた方々は、格安な減免措置がございましたので、条例が通ったからといって、すぐに施行ということでは非常に、激変緩和というような意味からもずっと減免措置を行ってきております。単価設定につきましては、市内の使われる方、高校生以下であるとか一般、それからまた体育館であってもスポーツ以外に使うとか、そういったことでいろいろ利用用途もございますが、一応、文化体育館以外の体育館につきましては公平な単価を設定させてもらっております。グラウンドについてもそうですが、グラウンドにつきましては照明設備のある所がございまして、照明設備につきましてはそのグラウンドにおける照度、いわゆるプレーをするに当たっての軟式野球ができる程度の照度があるか、また、ソフトボールしかしづらいようなところというようなところで差はついておりますが、一応グラウンドであるとか体育館については一律な単価設定をさせてもらっております。

以上です。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 その活動の目的が同じであるにかかわらず、学校の施設と社会教育体育施設とが金が要ったり要らなかったりという、この辺の部分がちょっとどうかなというふうな考えがあるんですけども、そのためにこういう請願が出てきておるんであろうというふうに理解しております。今後、例えば市の体育協会に加盟しておるクラブ施設と、もう一点は同じ市内の社会体育団体であっても、例えば南あわじ市の子と洲本市のほうと一緒に活動しておるような場合とか、いろんな場合が想定されるわけですが、やはりそういう市の管理しておる施設について同じように判断を、当然こういう第8条であったり、そういう減免規定もあるわけで、体育施設がただですることが学校開放という意味もあるんですけども、認めておるのに社会体育施設で認められておらないというふうな、何か特別な理由があるわけですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） これの答弁につきましては、かなり以前から同じようなことを再々言わせてもらっておって非常に気が引けるわけなんですけど、まず、学校の施設につきましては、当然学校の行事、そういったものが優先でございます。そういったことで借り手側にもいろんな制限がついてきます。一方、体育施設のほうにつきましてはシルバーとか管理人を置いております。そういったことで、学校施設とはまた違った管理費等が発生してきております。そういったことで若干の減免の措置の仕方を変えております。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 議会としても、先ほど言われた21年の3月にこのスポーツセンターの今までいろいろあった問題が、使用料条例によって改正されたわけですけども、今の論議の中で、参考人さん、今の中で減免の措置というのは御存じでしたでしょうか。

○楠 和廣委員長 減免措置、御存じですかということです。

○参考人（高岡米吉） どういう意味ですか。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 減免措置というのは、その使用するその場所において小学校の子供、中学校の子供が使用する場合には減免というか、こういうようなことをしますよ、ということ申請すればそれが正しいと認められれば、一応認められて減免、それが取らなくてもいいというような一つの条例です。それ御存じでしたですか。

○楠 和廣委員長 中尾参考人。

○参考人（中尾鑑二） そういうのを知ったのは最近です。もう何年前です。ただ、我々は使用料何ぼと決められたそれを払っていただけです。減免を聞いたのは、もう何年前です。

○中村三千雄委員 高岡さんの場合はどうですか。御存じ。

○参考人（高岡米吉） 蓮池議員から南淡町のときやな知りました。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 今、課長からも説明あり、我々も慎重にいろいろ討議なり勉強していかないけないと思うんですけども、やはり優遇措置というのがあるということとその団体の長さんなんか知っていただければその処置ができると、その範囲内でできるということでもありますので、やはり活動するには、学校施設でなしにその社会教育施設を使う場合には、事前にそういうふうなことをするという申し入れがあれば、これは長の権限において、教育委員会が、長の権限ですけども、事務局がそういうふうな判断の中でこの処置が取られる、というようなことであると思うので、やはり今のこの請願から見れば無料化ということ、私は今の制度でもできる、という判断をしておるわけですけども、そこらを御存じであったか、ないかということをお聞かせ願っておるわけです。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 執行部、課長、私が今、質問したような形の順序であれば、そのような減免措置がとれる、ということは間違いはないんですね。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 当然、減免措置に当たりましては、減免申請をしていただく必要があります。そういった意味では、中村委員がおっしゃられたような手続は踏んでいただきたいというふうに思います。ただ、その請願が無料というようなことになっておりますので、今、私ども教育委員会で決定しております減免規定では、基本使用料は無料、そして照明代は半額というようなことで今現在決定をしておりますので、4月からはこの規定にのっとりやりたいなというのが私の考えでございます。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私が確認したかったのは、やはり減免措置をそれらの団体の方が理解した中で、児童の負担を無料にできるということをやっておる、ただ、照明については半額ということ、すべて使用料以外は照明については半額いただくということで、それ以外は児童・生徒であれば、そのような申請をしておれば使用料は無料、という解釈でよろ

しいんですね。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 体育館以外の野球のグラウンドなんかのナイターにおきましても、今回、その半額の減免規定を設けております。これに至った経緯は、先ほどからも申しましたように、使用料がまだばらばらだった、減免措置もばらばらだったと、そういったことで公平・公正の観点から、今まで特に野球のナイターなんかは非常に高いお金を納めていただいていたかと思いますが、そこらも公平にしたつもりでおります。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今までは、旧の状態から引き継いできて、いわゆる少年・少女については無料であったということが、今度電気代だけ別にもらいましょう、ということで有料なんです。50%減免の有料なんです。それを今回、何とか無料化にしてほしいということなので、今の状態では有料になるんです、4月から。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 執行部に確認します。確認だけですので、執行部のほうに。21年3月に議会で承認した使用料条例ですが、実際に施行はいつからになってましたか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 21年4月からということですが、実際には減免規定を今までどおりやっておりますので、今はBG、阿万、賀集についてはいただいております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 22年度当初に各団体に通知されたと思うんですけども、その通知の内容はどういうような通知でしたか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） ちょうど22年度に私も生涯学習のほうに来ましたので、引き継ぎの中で22年度の9月から新しい減免規定の中で運用させてくださいというようなことで、各団体の平均的な使用時間、過去の実績を踏まえて、大体このぐらいになりますよ、というような通知が行ったと思います。それは22年度の前半で10月1日以降適用させてください、というような通知だったと思います。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 としますと、今のその減免しても照明代の半額が要というのは、22年10月からということ各団体に通知されたようですが、これは実際に使用料を減免しても2分の1の照明代は、現時点ではいただいているんですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） その後、いろいろ文教委員会であるとかの御意見をお聞きしながら、再度、教育委員会、それからスポーツ振興審議会とかも含めまして検討して、今の50%という結論を出して、今度の23年度の4月から適用したい、ということで今現在考えておりますので、今年の10月からは50%の電気照明料はいただいております。

以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 ということは、半年間、22年度当初から半年猶予の10月1日に使用料をもらうというものをもう半年、合計1年間、後へ寄せて23年度4月1日よりいただくということで、今進んでおるといのでよろしいでしょうか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） そのとおりでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 各団体に通知されたということですが、参考人の方にお伺いしま

す。市の当局から、そういう通知は22年度当初に届きましたか。

○楠 和廣委員長 中尾参考人。

○参考人（中尾鑑二） 届きました。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 それについて、お金がかかるのでいろいろ心配されたと思うんですが、だれかに相談しましたか。

○楠 和廣委員長 中尾参考人。

○参考人（中尾鑑二） 会員の人に相談しました。もう今は安くて非常に感謝しています。できたら、最低でも今の使用料に、最低でも。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 仲間のうちで相談されたんですけども、そのままではやっぱり10月1日からお金を払わないといけないわけですよね。何か行政、あるいは行政のつながりにある人にも相談されましたか。

○楠 和廣委員長 中尾参考人。

○参考人（中尾鑑二） 相談しない。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 高岡参考人は相談されましたか。

○楠 和廣委員長 高岡参考人。

○参考人（高岡米吉） はい、蓮池議員とか身近な人に、父兄とかいろいろ相談して現在に至りました。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 私も地元のバレーボールクラブの代表から相談を受けて状況を聞きに行ったりはしたんですが、基本的なことは、学校施設を利用してるスポーツ団体と社会体育施設を利用しているスポーツ団体と、同じ学校、あるいは同じクラブの活動に対して差がある、ということが一つ大きな問題なんですね。それで学校施設を利用している団体は無料、照明代も含めて無料。社会教育施設を利用している団体、減免の申請をしても照明代の半額がこの4月1日からかかります、ということで今回の請願になってるということによろしいですかね、参考人の方。

○参考人（中尾鑑二） はい、結構です。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一） 済みません、議長は余り発言してはいけないという報告になってるんですが、これは阿万地区で私も長年、既に今も少年・少女スポーツ育成会という組織があります。そういう中で、これきっちり聞いておきたいんですが、まず第一に今の阿万の場合、私が指導していた時代は子供がナイターをするのはおかしいぞ、ということでナイターはあったけど絶対使わせなかった。私は間があったらそういうことができたんだけど、今は指導者がやっぱり仕事を持ってるということで、ほとんどナイターを中心に、今はやってます。ナイター料が4月1日から500円になるということで、これはいいことだと思うんですけど、ただ、老人会とかそこらの一般、阿万地区住民が使ってるグラウンドですわね、これはどういうふうな形になるわけですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 今、御質問でございました老人会ですが、体育館・グラウンド、そのあたりは100%減免で、B&Gの艇庫は使われないと思うんですが、そこらは減免なし、それから文化体育館も減免なし、というようなことで老人会であるとか婦人会、そういった市の各種団体につきましては、100%減免になっております。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一） はい、わかりました。そしたら、阿万地区は2回学校で火事を出してるんです。それで学校施設、阿万の小学校の体育館ありますけども、学校施設はただ

やということで、学校施設へ指導者が集中した場合に、この管理責任というのはだれが取るんですか。学校施設、ほとんど夜ですわね、火災とかいろいろな事故が、特に火災ですわね、どこが責任取るんですか。

○久米啓右委員 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） まず、使用者の使用の仕方、そういったところに瑕疵があるのかないのか、そこらも一つの責任の度合いの中では、判断の材料になるかと思います。一応、適切な使用なり管理をされていた場合には、今のシステムを教育委員会のほうで進めておりますので、明確な答えはちょっとよくわかりませんが、教育委員会もないとは言えないと思います。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一） これで終わりますので。阿万の場合は今も言ったように学校を2回も火事で焼いている、ですから学校の教育施設を指導者が使うということはできません。責任、もし火事にでもなったらどうなるんですか、そんなこともあります。ですからやっぱり、責任の所在がはっきりしなかったら、これはなかなか難しい問題だと思います。そういうことで、まず第一に学校施設を使うのであれば、今なら体育館だったら管理者いてちゃんとやってくれるから、そういう火災だということはない、前の火事でもだれも不在のときに2件火事があった、我々現場にいてそういう体験をしていますので、だから今でも学校施設を使うんだったら社会体育ができないと、結局せつかく盛り上がってきた社会体育のそういう運動が衰退していくと、ある意味ではそういう心配、懸念がされます。特に阿万地区はそういうことが懸念されますので。答弁、これはもう結構です。はい、終わります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 私自身はこの請願の趣旨に賛成です。実は、平成21年3月に料金設定、ここでちょうど私もおりましたが、そのときは反対いたしました。これはこういう落ち度があって、青少年の健全育成のために、すべて施設は開放するぐらいの形でやらないといけないという信念がありましたので、そういう観点からもこのような請願が出てきたということは、非常によかったなと思っているところでございますので、そのように行動したいと思います。

以上です。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 もう何度も言う話なんです、いわゆる学校で子供を教育していただく以上に、この社会体育で立派な心・技・体の整った子供を育てる。まず心の問題、学校で教えられないしつけや、あるいは礼儀作法だとかいうものが、学校で行き届かないところについても指導してもらえる。この技なんです、わざに対してはやっぱり強い選手を育てるために交流試合などをしてわざを磨く、これは絶対大事なことです。我々大人にしても国体選手が出ると役所に垂れ幕でもかけて激励をして喜んでおる、もちろんオリンピック選手が出ると町を挙げて、我が郷土の誇りみたいなことをやるわけです。中学校が全国大会へ行くと、教育委員会、特に教育長もそうだと思うんですが、こぞって応援に行く。やっぱりうれしいんです。そういうふうなものが、今、議長も言われていたように、あちこちから要望も受けておるんですが、ある小さな集落でしたら、学校の体育館で十分間に合うんです。集落が大きくなると、学校の施設だけでは到底足りないわけです。そういうこともありますし、指導者が仕事の関係で夜しか指導できないということの中で、いわゆるナイター設備もぜひとも開放してほしいという要望があります。もちろん、こちらから交流試合によそへ行くには、よそで心配してくれて、行く旅費だけで済みます。よそから招待をして交流試合をしようとしたら、やっぱり文化体育館あたりを借りると相当高くてなかなか今の運営費では賄い切れない、というふうな要望もいただいております。そういうものを含めて、一つ子供の教育については、しっかりとお金をかけていただいて、横断的な見地から予算配分もされて、子供に十分な、負担のかからない教育を。あすの南あわじ市の大人を育てている社会体育団体なので、そういうところも含めて考えてほしい、という要望がたくさん来ておって、こういう形になっておると思いますので、そこのところを、課長、一つよく含んでいただいて対応してほしいと思う。

○蓮池洋美委員 中村委員。

○中村三千雄委員 これは議会に投げかけられた問題であるので、これ執行部がそういうような請願をしたからどう執行するかというようなことは、これは執行部、今の論議の中で副市長もいるので判断はできると思うんですけども、我々議会人としては、やはり条例改正、改正をしないことには今のままで動けないわけです、結局は、現実的には。だから私はそういうような趣旨を十分執行部の方は御存じであると思うので、最大限そういうような減免を十分知っていただいて、そこらの中で対応を当分はしておかなければ、これは執行部としたって本当に21年に変えた改正を、改正されないことには執行できないわ

けです。ここで決めたからそれではそうする、ということではできないので、今、蓮池委員も言われた、私はやっぱり確かに子供を育てないといけない。そういうふうな手法も今はあるので、それを使った中で、やっぱり全面改正に向けて見直しをすべきでなかろうかと思うんです。と言いますのは、今これだけの団体が来ているんです、南あわじでどれだけの、何団体が幾らあるかということは、これは把握してないわけです、実際は。だからそういうふうな各種団体の、この団体以外の人にも十分理解もいただいて、そして進めるようにしておかなければいけないのではないかな、と私は。趣旨についても同じですけども、どうしても今は、枠としては改正をしなければ前に進まないというのが現実ですので、趣旨は採択しても、執行は、それを改正してやっていくというのは執行部がどんな判断をするかであるので、私はそういうふうに、来ている参考人さんも含めて、今、具体的には知らなかったというようなことがあるので、そういうような減免措置も、その間あるんだということの中で運用していただいて、これであればいけるなど、やれるなというようなこともあるし、いや、この面はやっぱりもう少し市で持ってもらわないといけないところもあるという、だから各種団体のそれぞれの方がそういうような理解をして、子供を見守って育てていくというようなこともしてもらいたいな、という私は思いがあるんです。というのは、今、幸い聞いたというような方に、聞かない、わからないということがあるので、私はこれは趣旨としては賛同しますけれども、やはり早くするためには条例改正をしないことには前に行かないので、その間、そういうふうな、困っているというかやる人については、十分そういうようなことを徹底してやっていただきたいなという思いがあるんです。これは執行部は執行部で判断したらいいので、我々今度は、執行部に対してこういうようなことをやりなさいと、きょうは参考人の意見を、請願の趣旨を聞くので、私は趣旨に対しては何ら異議もありませんけれども、その時期に至るまで、議会としても改正を含め、執行部も今後どんな対応をするか、ということを見届けていかなければいけないなという思いがあります。

以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 既に承認した23年度予算のときに質問が出たと思うんですが、歳入のところの使用料で、22年度分を適用したときに徴収した場合、100万円ほど徴収されますと言って、答えたと思うんですが、それではよろしかったですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 減免をすれば100万弱ぐらいの減になります。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 それは2分の1の減免プラス使用料を2分の1払った分も100%減免してしまった場合、100万でよろしいですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 半額減免で今いこうとしている分を、100%減免したときに100万弱ぐらいの減になるというふうに計算しております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 年間100万円の負担をいただくだらうという想定ができるわけですね。全体の予算からすれば、それほど大きな金額ではないということでもありますけども、議会の責任として21年3月にお金をもらうということで議決をしておりますので、執行部の提案とはいえ、それを承認したのは議会であります。それともう一つは、体育協会に1,000万円補助しております、その体育協会から各スポーツ団体にも補助金を出しております。その辺のことも考えますと複雑な思いですが、100万円の使用料、照明代ということであると、子供たちは平等に、やはりスポーツとか施設を利用できるようにするべきではないか、というような気もします。いろんなことが絡んできますけども、学校施設と社会体育施設を利用する子供たちのスポーツ団体に差があるというのは、請願者の申し出のように、我々としても何とかしておかなければならないと。体育協会の会長もこれに署名されております。ですから、その体育協会の補助金もあるんですけども、それも含めて考えて善処したいと思います。

終わります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

紹介議員、また参考人の方は、御退席をお願いいたします。御苦労さまでした。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時10分）

○楠 和廣委員長 再開します。これより採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

異議がございませんのでこれより採決を行います。

中村委員。

○中村三千雄委員 先ほどの趣旨については大いに賛成でございますけれども、先ほど私が申しましたように、23年度予算、予算通っておりますので、現実的には24年度に向けて、だから今23年度については、無料にできるように今の減免措置をしてやっていただいて、24年度に向けて委員会としても、今の趣旨に沿うような形でやっていくというようなことで、執行部も考えていただきたいということを踏まえて、私は採決していただきたいと思います。

○楠 和廣委員長 委員の皆さん方、中村委員の趣旨も踏まえた中での採決をお願いいたします。

請願第2号 小・中学生が所属する社会体育クラブ（教室）の在り方についての請願書について採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって請願第2号は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきものと決定した請願第2号につきましては、会議規則第131条第2項により、関係機関に送付または送付してその処理の経過と結果の報告を請求することができますが、扱いについては後刻検討いたします。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

① 議案第23号 南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例制定について

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第23号 南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

久米委員。

○久米啓右委員 条例の3条に委員会の構成人員が20名以内となっております。そのうち委嘱される方は、障害者福祉にすぐれた識見を有する方ということですが、これももう少し具体的な方、福祉課のほうで何か考えられておられますか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 策定委員につきましては、福祉課で考えておりますのは医師会、社会福祉協議会、民生児童委員、当事者団体であります身体障害者福祉協会、三原家族会、手をつなぐ育成会、それと淡路特別支援学校、障害者福祉施設、福祉事務所長、県の洲本健康福祉事務所と、予定をしております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 策定については、委託料が予算化されております。委員の報酬ですが、32万計上されてますので、計算しますと8,000円の20人で16万円が2回ということになるんですが、予算のときに聞くべきかここで聞くべきか迷ったんですが、2回の委員会で大丈夫でしょうか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 開催は、今のところ3回から4回ということで考えております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 人数としては、そうしたら開催は全員出席じゃないということですか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） その中には公務員の方もおります。それと20名以内となっ

てるんですけども、人数としましては、報酬をお支払いするのが10名程度ということで、総人数におきましても、先ほど申しましたように全部で20名にはなっておりません、十数名ということで、十名程度の委員報酬ということで考えております。

○楠 和廣委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第23号 南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

② 議案第24号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。
よって議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第24号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
久米委員。

○久米啓右委員 35万円を39万円に改める条例です。改正後の条例案を見ますと、後のほうに、ただし書きの規定を勘案し、必要があると認めたときにはこれに3万を加算するものとするということで、39万円プラス3万円の42万円になるんですが、予算の説明会のときに、最初から42万円掛ける60名でしたか、最初からただし書きを適用した予算を組んでましたけども、その辺の趣旨をちょっと聞きたいです。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎）　　今おっしゃられました産科医療補償制度という分が、プラスの3万円ということで、合わせますと42万円ということなんですが、これ、このたびプラスの3万円というのでできたのではございませんで、前からプラスの3万円というのございました。基本となっております出産・育児一時金について35万円を39万円に変更するというものでございます。

○登里伸一委員　　久米委員。

○久米啓右委員　　そのただし書きというのは。わかりやすくちょっと説明してくれますか。

○登里伸一委員　　保険課長。

○保険課長（馬部総一郎）　　このただし書きで書いております産科医療補償制度というものなんですが、これにつきましては21年の10月1日の出産から適用になったものでございまして、分娩に関連して発生しました重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析、また再発防止の機能をあわせ持つ制度として創設されたものでございます。全国の産科の関係の医療機関100%ではないようですが、基本的にはその制度に医療機関については加入をいただいている、という現状でございます。

○楠　和廣委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠　和廣委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠　和廣委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第24号　南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手　多　数）

③ 議案第25号 南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第25号 南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

④ 議案第26号 南あわじ市町ぐるみ健康診査費用徴収条例制定について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 南あわじ市町ぐるみ健康診査費用徴収条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議ございませんので、これより採決を行います。

議案第26号 南あわじ市町ぐるみ健康診査費用徴収条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

⑤ 議案第27号 南あわじ市入学祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 南あわじ市入学祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右委員 予算委員会でも質問があって概要はよくわかっておりますので、確認みたいなものですが、基本的にはこの手当、入学祝金は一度という考え方に立っておるということよろしいですか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長(福原敬二) 来年度から一度だけという形で1万円の支給になります。小学校入学時、一度ということになります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。

議案第27号 南あわじ市入学祝金支給条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

⑥ 議案第28号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例制定について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

小島委員。

○小島 一委員 まず、保護者というものの判断、これは親、また青年の兄弟、またはおじいちゃん・おばあちゃん等まで含んでいるのかということと、審査をしてその適否を決定するというふうにあるんですけれども、市長が特に必要があると認める児童も含めて、どういうふうな審査方法で、過去に申請があったけれどもこれはだめである、というふうなものがあったのかどうかということをお聞きします。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 対象者についての質問だと思いますけども、現在、対象者につきましては、両親が必ず仕事をしているというのが条件になっております。それから65歳以上の同居するおじいさん・おばあさんについても仕事をしている、もしくは同居するおじ・おばまでが対象になります。要するに、子供を家で見ていただけるか、状況を判断する上でそういう資料を提出していただき、審査をさせていただいています。あともう一つあるのは、例えばお母さんが早く帰ってくるのに子供を預けられる場合もありますので、そういうのを必要書類、要するに勤務証明書とかいただいて、できるだけ子供は基本的には家に帰っていただきたい、帰して子供を養育していただきたい、子供は家にいるのが一番だという考えのもとでそういう審査をさせていただいた上、利用決定をさせていただいております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 もう一点、過去に申請があったのに認められなかったというふうなものがあったのでしょうか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 基本的には、必要書類をいただくときに、担当者のほうがお電話で家の状況を確認した上でさせていただいております。それからもう一つ例外的な処置としましてあるのは、学童保育があるから校区外申請、というのが出てくる場合もありますので、その辺については教育委員会とそれから当事者を呼んで、なぜ必要なのか、その辺を聞きながらさせていただいてます。基本的には受け入れるのが一番だというふうには考えておりますが、ネグレクトではないんですけども、子供が見れる状況なのにお預かりはしないという方針でいますので、実際、お越しいただいて話はしたこともありますが、やむを得んと言ったらおかしいんですけど、そういう場合は必ず受け入れております。

○楠 和廣委員長 ほかに。
久米委員。

○久米啓右委員 この条例を制定する以前については、こういう規則、取り決めというのはあったんですか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 合併前は、旧緑、南淡の2カ所でそれぞれやっておったとき、それは要綱でした。合併後も要綱でずっと運用させていただいてきたわけなんですけども、やはり数が多くなってきた、それに伴う利用量が大きくなってきたということもありますので、要綱ではなく条例に制定し、また規則で定めて運用していこうというふうに考えております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 小島委員の質問とも関連あるんですが、市長が特に必要があると認める児童とする、というこれは何か明確な基準は定めておるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 別に定めているということはないんですけども、どうしても先ほどのように例外的に預かる場合、例えば4年生、この学童保育については4年生以上は現在入っておりません、ただ4年生で預かざる得ない状況、例えば身体障害者、そういう方の児童がいる場合、家で養育ができないだろうとか、そういう場合は市長の判断という形になる、というふうに考えて1項を挙げさせていただいております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 同居の65歳未満のおじいちゃん・おばあちゃん、あるいはおじ・おば、これはみな同居という条件がつくんですか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） はい、同居になります。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 敷地内を同居とするんでしょうか。例えば二世帯住宅とか、そういうのがあると思うんですけども。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 一応、世帯という考え方をさせていただいております。ですから田舎の場合はなかなか難しんですけど、同居という、一緒に住んでいる、見れる環境であれば見ていただきたい、という意味で同居にさせていただいております。世帯でなしに同居です。

○楠 和廣委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 7条における許可の取り消しの1番目ですが、放課後児童に該当しなくなったとき、というときのその説明をもう少し詳しくお願いしたいのと、それはどのようにして調査というか判断できるようになるのかだけをお聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） まず、第4条のところに対象者という部分があると思います。そこに原則学童保育所が所在する小学校区に住所を有する1年生から3年生、という部分になりますので、4年生は対象外という意味で、そういうふうに挙げさせていただいております。それから両親というかお父さん・お母さんが仕事を始めた場合、現在、例えば就職を探しているから預かってください、というのは対象になり、仕事をし始めると当然2人が仕事をしていますので、養育ができないという判断でさせていただいており、就職活動というとおかしいんですけども就労が始まった時点でも対象となります。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 調査といいますか、判断はどのような形でやっておるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 就労の場合は、勤務証明書をいただいております。それから就労する前、例えば先ほどのように家族の聞き取り調査を行っておりますので、例えば今お母さんが5月まで仕事を探してますとかいう場合、それから3カ月は一応猶予を見ておるんですけども、その間に仕事をしていただく、そのために預かっていただきたいという、それごとになら、民生委員さんの証明をいただくような場合もあります。それからもう一つ就労だけでなしに介護もありますので、介護で例えばおじいちゃん・おばあちゃんが入院された、だから子供を預かっていただきたい、そういう場合にも該当してきます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第28号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例制定について、
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

⑦ 議案第29号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題
といたします。

これより質疑を行います。

小島委員。

○小島 一委員 ほかの公民館条例も同じようになっているのかなと思うんですけども、
昼間料金と夜間料金が違うというのが、電気代を勘案してるのかなと思うんですけども、
ちょっと説明をお願いしたいんです。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 公民館については、9時から22時までという
ような長期間の中で、委員がおっしゃられたような、当然、電気代等も発生してきますが、
その間また館長さんも22時まで来て、管理に鍵をかけた来られる、というようなことも
ございます。この昼間料金と夜間料金のこういう設定の仕方というのは、もう随分以前か
らこういうふうにされてましたので、先ほど申しましたようなことが主な理由かなと思
いますが、当初決められた経緯については存じ上げておりません。

○登里伸一委員 小島委員。

○小島 一委員 管理上の問題、人件費等であろうというふうに思います。電気代であ
れば、当然昼間でも電気はつけますので、理由にならないかなというふうにも思ったん
ですけども、管理費がかさむというふうに理解しておきます。終わるときです。

○楠 和廣委員長 ほかに。

久米委員。

○久米啓右委員 この金額の根拠は何ですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） これを考えるに当たりましては、近隣の公民館、そしてまた、一番最近では新しいのが榎列公民館でございますが、榎列公民館の同じような研修室の面積等も勘案しながら、昼間でありますと200円と300円のように設定させていただきました。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 広さとかも考慮したんですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 研修室1につきましては30平米、それから研修室2につきまして50平米ございました。そこらをおある程度面積按分をさせてもらっております。

○楠 和廣委員長 質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 ございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第29号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

⑧ 議案第30号 南あわじ市滝川記念美術館（玉青館）条例の一部を改正する条例制定

について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号 南あわじ市滝川記念美術館（玉青館）条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 備考における2番目ですが、企画特別展というのはどのようなことを指しているか教えてください。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） まず、この備考の2については、今回の上程から外れております。ただ、質問がございましたので説明させていただきますが、非常に有名、著名な方の作品を借りてくると、そういった場合には特別展というようなことで、1,000円を超えない範囲で特別な料金設定もできるように、以前の西淡町時代からそういうような料金設定をさせてもらっております。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりました。そのような企画は、今現在、考えておられるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 企画特別展というような名称で今まで展示はしたことはございますが、この料金設定は過去にしたことがない、というふうに聞いております。今度20周年でありますので、春と秋にそういった特別展は計画をしております。料金設定につきましては、まだ現在決定しておりません。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。
議案第30号 南あわじ市滝川記念美術館(玉青館)条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

⑨ 議案第2号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。
よって議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第2号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第2号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

⑩ 議案第3号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。

議案第3号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。3月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○楠 和廣委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出てよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

3. その他

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにいたします。

次に、その他に入ります。

執行部から報告事項の報告を受けておりますので、報告をお願いいたしたいと思います。

生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 生活環境課から2件の報告とお願いを申し上げます。

まず一点目なんですけれども、可燃ごみの指定袋、ただいま、大が45リットル、小が30リットルの2種類の指定ごみ袋を販売しておりますけれども、高齢者や単身世帯、またリサイクルが向上された家庭におきまして、もう一回り小さいごみ袋を御用意できないかというような意見が多数あり、隣接でございます洲本市等も調査したんですけれども、やはり20リットル相当の小さな袋が販売されておるといようなことでございまして、この導入につきまして検討に入りたいと思います。また、この件に関しましては、消費生活クリエイター、婦人会、自治会等の意見を賜っておりますので、23年早々にも導入の方向に向けて検討したいと考えております。それとあと二点目なんですけれども、中央リサイクルセンターの粗大資源の持ち込み日の縮減の検討を始めたいと考えております。ただいまのところ、祝祭日にかかわらず月曜日から金曜日、それと第2日曜日、これは個人による持ち込みを受け入れておりますけれども、持ち込んでいただく件数量が安定しましたので、業務の精査と改善の方向を見据えた上で、これから検討に取りかかりたいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに執行部から報告事項ございませんか。

その他、蓮池委員。

○蓮池洋美委員 新しいごみ袋をつくるということについて、例えばごみ袋に広告を取るとかいう手法は考えてませんか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 広告につきましては、ごみ袋においては、ただいま検討しておりません。これからまた検討に入りたいとは思いますが、ごみ袋等につきましては、ただいまのところ考えておりません。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、既に既成のものが大分あるということで、余り意見も言わなかったんですけども、新しくすることなので、多少財源の確保にもなるわけなので、そういう希望者が取れば、その足りにでもするという考え方に立って、そういうことも考えてみる必要があるのではないかと。それと袋の持ちやすいような袋のありよう、そういうことも一辺考えてみたらどうかなと思います。

○生活環境課長（高木勝啓） はい、検討します。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 この前に南淡中学の用務員の採用があったように聞いています。そのことについてお聞きするんですが、用務員の仕事というのは、多様にあると思うんです。

その中に、いわゆる子供の送迎をするという用務も入っておるかと思うんです。大事な市内の子供さんを扱うわけですから、採用に当たって、複数の二種免許の方の応募があったように聞いてます。市として、担当者として、いわゆる子供の人命にかかわる大事な仕事をしていただく中に、その二種免許と一種免許の扱いについて、基本的にどういうふうな考え方をされておるのか、お聞きします。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） このたびの南淡中学校の学校用務員、その用務員の仕事の中には、通学バスの、これ灘小学校のバスの運転も含まれてございます。この用務員の募集に当たりましては、中型８トン限定なしの中型免許以上、大型等も含んで、という資格の要件で募集をいたしました。今、委員さんがおっしゃられたように、子供の安全を守る、通学に大事な通学バスの運転ということで、しっかりと運転していただける方、それとまた、運転業務だけでないものですから、学校の用務の仕事もございますので、そういうあたりで総合的に判断して採用の決定に至りました。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 トラックに乗っていて玉ねぎを運ぶのとわけが違うわけ。だから大事な子供を運んでもらう、という人を乗せる、いわゆる免許は、これ二種特有の免許のあり

ようだと思うんです。中で草を刈ったり木を剪定したりする仕事については、これは後からの話、というか採用されてから後、その人が適格かどうかという判断は、当然されると思うんです。しかしながら、まず第一番目に子供を運ぶという観点から、二種の免許を持っておられる方については、そういう関門をくぐりぬけた免許の所持者だと思うんです。そこらのところを担当者として、どんな判断をされたかなというような疑問があって、そのウエートのかけ方を、どういうふうな位置づけに考えられているのかなという。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） ただいまの一種免許と二種免許との関係でございますが、私ども履歴書をいただいておりますので、二種免許の確認もさせていただきました。確かにその方々については実績もあり、仕事をしてこられておりますので、それについては認めるところでございます。ただ、この仕事内容からしますと、一種につきましても十分業務内容の理解をしていただいて仕事に当たっていただくということで、二種の経歴も見させていただきましたが、先ほども申しましたけども、総合的に判断をさせていただいたところでございます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか、その他で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 ないようでございますので、以上で付託案件の審査が終了いたしました。

執行部の皆様には、本日はお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午前11時53分）

○楠 和廣委員長 久米副委員長、お願いします。

○久米啓右副委員長 これをもちまして、文教厚生常任委員会を終了いたします。

執行部、また各委員の皆様、御苦勞さまでした。

(閉会 午前 11時54分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年 3月22日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣